

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24 - 関東134 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6 月 5 日

【会社名】 京浜急行電鉄株式会社

【英訳名】 Keikyu Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石渡 恒夫

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪 2 丁目20番20号

【電話番号】 03(3280)9135

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 廣川 雄一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪 2 丁目20番20号

【電話番号】 03(3280)9135

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 廣川 雄一郎

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第36回無担保社債（5年債） 10,000百万円
 第37回無担保社債（10年債） 10,000百万円
 計 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成24年 7 月26日
効力発生日	平成24年 8 月 3 日
有効期限	平成26年 8 月 2 日
発行登録番号	24 - 関東134
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 60,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
24 - 関東134 - 1	平成24年10月25日	10,000百万円	-	-
実績合計額(円)		10,000百万円 (10,000百万円)	減額総額(円)	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 50,000百万円
 （50,000百万円）

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	京浜急行電鉄株式会社第36回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.453%
利払日	毎年6月12日および12月12日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から平成30年6月12日（以下「償還期日」といいます。）までこれをつけ、平成25年12月12日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月12日および12月12日の2回に各々その日までの前半か年分を支払います。</p> <p>(2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前日にこれを繰り上げます。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、半か年の日割をもってこれを計算します。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけません。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記（（注）「9.元利金の支払」）記載のとおりです。</p>
償還期限	平成30年6月12日
償還の方法	<p>1. 償還価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、償還期日にその総額を償還します。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前日にこれを繰り上げます。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができます。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「9.元利金の支払」）記載のとおりです。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。
申込期間	平成25年6月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成25年6月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第37回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除きます。)に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定します。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていません。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」といいます。)からA+(シングルAプラス)の信用格付を平成25年6月5日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものであります。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであります。当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性があります。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」といいます。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとします。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されません。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な行為を行います。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失います。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではありません。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除きます。)の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。ただし、本社債については、上記の場合を除いては期限の利益は喪失しません。

5. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知をする場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができます。)によりこれを行います。

6. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとします。

7. 社債権者集会の招集

- (1) 本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいいます。）の社債（以下「本種類の社債」と総称します。）の社債権者集会は、当社が招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）5. に定める方法により公告します。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行います。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除きます。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しません。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）10. を除きます。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要します。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとします。

9. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って支払われます。

10. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

三井住友信託銀行株式会社

2【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行います。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とします。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,300	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	700	
計		10,000	

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	京浜急行電鉄株式会社第37回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.007%
利払日	毎年6月12日および12月12日

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から平成35年6月12日（以下「償還期日」といいます。）までこれをつけ、平成25年12月12日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月12日および12月12日の2回に各々その日までの前半か年分を支払います。</p> <p>(2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前日にこれを繰り上げます。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、半か年の日割をもってこれを計算します。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけません。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「9. 元利金の支払」）記載のとおりです。</p>
償還期限	平成35年6月12日
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、償還期日にその総額を償還します。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前日にこれを繰り上げます。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができます。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「9. 元利金の支払」）記載のとおりです。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。
申込期間	平成25年6月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成25年6月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第36回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除きます。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定します。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていません。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）からA+（シングルAプラス）の信用格付を平成25年6月5日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものであります。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程

度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものでありますが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性があります。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「当月格付」（http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php）に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」といいます。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとします。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されません。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な行為を行います。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失います。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違反したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではありません。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除きます。）の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。ただし、本社債については、上記の場合を除いては期限の利益は喪失しません。

5. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知をする場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができます。）によりこれを行います。

6. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとします。

7. 社債権者集会の招集

- (1) 本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいいます。）の社債（以下「本種類の社債」と総称します。）の社債権者集会は、当社が招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）5. に定める方法により公告します。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行います。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除きます。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しません。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）10. を除きます。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要します。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとします。

9. 元金の支払

本社債にかかる元金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って支払われます。

10. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

4【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行います。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とします。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,300	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	700	
計		10,000	

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	120	19,880

(注) 上記金額は、第36回無担保社債および第37回無担保社債の合計金額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,880百万円は、平成26年3月末までに設備資金（主として鉄道事業）に充当する予定であります。なお、設備計画については、第三部 参照情報 第1 参照書類の有価証券報告書（第91期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の通りとなっております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。


第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に目論見書に記載しようとする事項は、以下のとおりであります。

記載箇所	記載内容
------	------

表紙	「社章」 
----	--------------------------------------------------------------------------------------------

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第91期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月6日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月9日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月8日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく臨時報告書を平成24年12月12日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載した「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成25年6月5日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

京浜急行電鉄株式会社本社
（東京都港区高輪2丁目20番20号）
株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。